



# 公共工事の入札結果

(税込500万円以上)

入札契約方法	契約日 【完成予定】	事業名 【事業場所】	契約金額 【予定価格】 (税込/円)	率※	契約業者	工事担当課	入札契約方法	契約日 【完成予定】	事業名 【事業場所】	契約金額 【予定価格】 (税込/円)	率※	契約業者	工事担当課
一般競争入札	11月1日 【3月】	幹線61号線道路改築工事(再1) 【黒谷地内】	35,239,397 【39,869,500】	88.39%	駒井建設興業(株)	道づくり課 ☎26-6864	一般競争入札	12月20日 【3月】	幹線51号線道路改築工事(道路照明灯設置工) 【熊木町・野坂町・東町地内】	9,788,089 【11,277,200】	86.80%	昭和工業(株)	道づくり課 ☎26-6864
	11月1日 【3月】	大滝特産品販売センター改修工事 【大滝4277番地8】	37,730,000 【38,390,000】	98.28%	荒川建設(株)	建築住宅課 ☎26-6869		12月27日 【3月】	下戸ヶ沢水路整備工事 【下吉田地内】	10,363,100 【11,853,600】	87.43%	(株)HANA SUI	道路維持課 ☎26-6385
	11月1日 【3月】	幹線3号線測量設計用地調査業務委託 【滝の上町地内】	9,406,100 【11,944,900】	78.75%	(株)南建設 秩父営業所	道づくり課 ☎26-6864		11月6日 【2月】	荒川西小学校ブロック塀等耐震改修工事 【荒川巖川1840番地】	5,060,000 【5,395,500】	93.78%	荒川建設(株)	建築住宅課 ☎26-6869
	11月1日 【3月】	農村地域防災減災事業 ため池耐震調査業務委託 【下吉田地内ほか9カ所】	34,723,700 【42,834,000】	81.07%	(株)日本インシーク 埼玉支店	農政課 ☎25-5210		11月18日 【2月】	旧大滝中学校プール解体工事 【大滝4058番地】	7,700,000 【7,849,600】	98.09%	三国建設(株)	大滝・市民福祉課 ☎55-0863
	11月11日 【3月】	大滝幹線17号線出合隧道補修設計業務委託 【中津川地内】	15,565,000 【19,415,000】	80.17%	(株)建設技術研究所 関東事務所	道路維持課 ☎26-6385		12月6日 【3月】	尾田時35号線道路側溝工事 【寺尾地内】	6,985,000 【7,999,200】	87.32%	(株)日新テクノ	道づくり課 ☎26-6864
	11月22日 【3月】	花の木小学校ブロック塀等耐震改修工事 【上町二丁目21番37号】	31,350,000 【33,913,000】	92.44%	荒川建設(株)	建築住宅課 ☎26-6869		12月13日 【3月】	武之鼻汚水中継ポンプ場蓄電池更新工事(再1) 【中村町3丁目24-7】	7,370,000 【7,869,400】	93.65%	共和電機(株)	下水道センター ☎22-1451
	11月22日 【3月】	森林管理道大達原線改良工事 【大滝地内】	18,508,395 【21,007,800】	88.10%	三国建設(株)	大滝・地域振興課 ☎55-0861		12月13日 【3月】	高篠中学校他ブロック塀等耐震改修工事 【山田2647番地外】	8,052,000 【8,665,800】	92.92%	(株)高橋組	建築住宅課 ☎26-6869
	11月22日 【3月】	森林管理道三峰線改良工事 【三峰地内】	11,000,000 【12,000,000】	91.67%	津山建設工業(株)	大滝・地域振興課 ☎55-0861		12月13日 【3月】	中町屋台収蔵庫改修工事 【中町1327-1】	13,084,500 【13,112,000】	99.79%	(株)原萬工務店	建築住宅課 ☎26-6869
	12月13日 【3月】	吉田幹線111号線道路改築工事 【下吉田地内】	11,410,465 【12,982,200】	87.89%	(株)なかの建設	道づくり課 ☎26-6864		12月13日 【3月】	中央54号線道路側溝工事(再1) 【中宮地町地内】	6,237,000 【6,264,500】	99.56%	(株)小池工務店	道づくり課 ☎26-6864

※印：一般競争入札、指名競争入札は「落札率」、随意契約は「契約率」を表します。■工事の内容…表中の工事担当課、契約関係…契約課 ☎25-5216

## 消費生活センターからのお知らせ

### 自立への第一歩、若年消費者へ生活応援！

春は就職・進学など新生活が始まる時期です。消費生活センターに寄せられる相談で、この時期ならではの、また、最近の若年消費者トラブルの例を紹介します。

#### 事例1

インターネットで賃貸アパートを契約し、申込金を支払った。他に気に入った物件を見つけたのでキャンセルを申し出て、申込金の返還を求めたが拒否された。

#### アドバイス

申し込んだ物件をキャンセルした際、申込金の返還を拒むことは禁止されており、返してもらえません。また、退去時、特約を理由にリフォームやハウスクリーニング代を請求されることもありますので契約内容を理解し、契約するようにはしましょう。

#### 事例2

インターホンが鳴ったので出てみると新聞の勧誘だった。断ったが帰らず、勧誘が長時間続いた。



だんだん疲れ、帰って欲しい一身体で契約して

しまった。親からの仕送りで生活しており購読料が負担となるため、断りたい。

#### アドバイス

訪問販売による契約は8日間はクーリング・オフすることができます。販売店にはがきで通知しましょう。また、未成年者の場合、契約の取り消しもできます。

#### 事例3

SNS広告を見て無料の健康食品を申し込んだら、5カ月間の継続購入になっていた。断りたく電話をしても全く繋がらない。2回目を送られてきたら困る。

#### アドバイス

通信販売はクーリング・オフ制度がなく、事業者の表示による解約条件に従うことになります。いつでも契約できるケースでも電話が繋がらないと相談が寄せられています。無料、お試し価格の広告商品は定期継続購入になっている場合が多いので、注文時、よく確認しましょう。

#### 私たちの「くらし」は毎日が契約によって成り立っています。取り交わす契約内容をよく理解しておきましょう。

#### 秩父市消費生活センター

毎週月～金曜日(祝祭日は休み) 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎25-15200 (イラスト…消費者庁イラスト集より)